

2026年5月16日

南岡自治会コピー使用に関する規則(案)

福知山市南岡町自治会

公民館に置くコピー機の使用については、南岡町自治会員は自由に使用できるものとする。

コピー機の維持管理は自治会によって行う。(トナー、用紙補給)

使用にあたっては、備付のコピー使用簿に、必要事項を必ず記入すること。

使用料・・・自治会、公民館、子供会やふれあいサロンなど、自治会事業に関するものは【無料】

個人的な使用の場合は【有料】とする

カラーコピー・・・¥20/枚

白黒コピー・・・¥5/枚

個人使用の場合は使用料を計算して、備付の集金箱にお金を入れておく。

使用後は「主電源」を必ず OFF にする。